

令和５年御嵩町議会第３回定例会会議録

1. 招集年月日 令和５年９月７日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和５年９月７日 午前９時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第７号 令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第８号 放棄した私債権の報告について
 - 認定第１号 令和４年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第２号 令和４年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第３号 令和４年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第４号 令和４年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第５号 令和４年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第６号 令和４年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第50号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第51号 令和５年度御嵩町一般会計補正予算（第２号）について
 - 議案第52号 令和５年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
 - 議案第53号 令和５年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
 - 議案第54号 令和５年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
 - 議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について
 - 議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
 - 議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
 - 議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

- 議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議事日程第1号

令和5年9月7日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針（所信表明）の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 3件

（1）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和5年5月分から7月分まで）

（2）「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情

（3）带状疱疹予防ワクチンに関する陳情

町長報告 2件

報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第8号 放棄した私債権の報告について

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 27件

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第50号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について
- 議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止

について

日程第6 議案の審議及び採決 1件

議案第50号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 議員派遣の件 1件

出席議員 (12名)

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教育参事兼 学校教育課長 筒 井 幹 次	総務防災課長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 金 子 文 仁
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 高 木 雅 春	保険長寿課長 大久保 嘉 博
福 祉 課 長 日比野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生涯学習課長 日比野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和 5 年御嵩町議会第 3 回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

なお、岐阜新聞社様、朝日新聞社様、中日新聞社様、役場企画課より撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 山田徹君、5 番 可児さとみさんの 2 名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 7 月28日の議会運営委員会において、本日より 9 月 29 日までの23日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 9 月29日までの23日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長の施政方針（所信表明）の発表

議長（大沢まり子君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年御嵩町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方に御参集を賜り誠にありがとうございます。

初めに、私ごとではございますが、私の亡き父が生前にこの議場において視聴覚協議会員として議会録画を担当しておりました。その関係もあり、17年前亡くなった際に、当時の議会出席者の方々にこの議場で黙祷をしていただいたと聞いております。この地で今このように登壇していることを大変感慨深く感じております。

それでは、今定例会に提出いたします案件の総括説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信、基本理念や諸課題への考え方などについて施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方に御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、このたびの選挙において町民の皆様からの負託を受け、第7代の御嵩町長に就任をさせていただきました。頂戴いたしました5,903票は、私への期待票であると思っております。その期待票をもって私は今ここに登壇させていただいているわけですが、私はまだ何かを成し遂げて、その実績を評価いただいているわけではございません。いただいた期待票、またいただけなかった皆様方に対しても実績と評価に変えていけるよう、初心を忘れることなく誠心誠意職務に励んでまいり所存でございます。

これまで私は、岐阜県職員として37年間行政に携わってまいりました。町内の自宅から県庁までの往復2時間半の通勤も御嵩町に対する愛着があったからこそ続けてこられたと思っております。そのような中で町政の課題が深刻化してくることを目の当たりにするにつれ、培った37年の行政経験を最大限に生かして、生まれ育った地元、御嵩町に恩返しをしたいという気持ちが膨らみ、職を辞して選挙に臨ませていただきました。

選挙期間中は、町民の皆様から様々な御意見、御要望をいただきました。私が掲げた公約は、全てこのような皆様の意見を実現するためにはどうしたらよいか私なりに考え、練り上げ、御提示したものでございます。町民の皆様を選んでいただきました「御嵩の未来」を今後はどう具現化していけるのか、その覚悟と責任が問われてくるわけございまして、立候補に至った原点を決して忘れることなく取組を進めてまいりたいと思います。

まず目指す町の姿でございますが、私はこの御嵩町が大好きであります。外部の方々にも「御嵩ってこんなにいいところだ」と胸を張って言えますし、それだけのポテンシャルを十分持った町だと誇りを持っております。確かに課題は多くございますが、それらを町民の皆様と

ともに乗り越えた上で、一緒に「好きです！みたけ」と町内外に発信していただける町、このような町を創り上げたいと夢見ております。

その実現に当たりましては、町民の皆さんと広く触れ合い、丁寧に御意見をお聞きしていくなど、皆様との対話を第一にしていきたいと考えております。皆様からいただいた声では、「言いたいことはたくさんあるが聞いてもらえる機会がない」といった声も繰り返しいただきました。政策に民意を反映させること、これは皆様と一緒に創り上げていく根幹に関わるものとの認識でございます。

新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、この夏休みも全国各地多くの場所でにぎわいを見せるなど行動制限のない日常生活に戻ったかのようではありますが、このウイルスが私たちの日常生活や暮らしを大きく変容させたことにより、課題解決に向けた従来の考え方や手法が通用しなくなってきたのは事実であります。加えて、少子高齢化や人口減少、我が国全体で続くダウンサイジングの流れは確実に本町にも押し寄せてきております。先代までの町長が成し遂げられた実績は引継ぎ、その上で皆様の声を反映できる町政に変革していくためには、いま一度足元を見詰め直し、新しい風を取り入れることが必要であると考えております。

国・地方、いずれも大きな課題を抱え、まさに収縮の時代を生きている現代にあっては、あれもこれもではなく、あれかこれかという選択と集中が必要になる場面も多くなってまいります。そのため、既存の町政を一度総点検して検証した上で優先順位を見定める決断をし、事業を再構築していく必要があると考えております。事業の実施には多くの方に参画していただきながら皆様とともに実行して、ずうっと住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、私の2つの町政運営の基本理念を申し上げます。

まず、1点目は「町民が誇りを持てるまちづくり」でございます。

明日の御嵩町を担う子供たちがわくわくした夢を抱いて、御嵩町を支え続けていただいた高齢者の方々が楽しみと生きがいを持って、そして全ての町民の皆様が御嵩町に誇りを持って暮らしていただけるよう、あらゆる可能性を探りながら取り組むことによって、地域コミュニティの維持や関係人口、交流人口の増加、そして御嵩町への移住につながる町外からの人口の流入増加を目指してまいります。

2点目は「協働・共創によるまちづくり」でございます。

本町には先人から引き継いだ歴史的資源や伝統的な文化などたくさんの資源があり、そして、まだ眠ったままの魅力ある資源も見つかると思っております。温故知新と言いますが、そうした歴史的・文化的な資源は地域に受け継がれてきた先人が協力して出し合った知恵や学び、発見の集まりのはずであります。これをベースに、今を生きる私たちも世代を超えて一緒に考え、

話し合いながら新しいものをつくり出す、あるいは今あるものに光を当てて形を変えていく、そういった取組をすることで、一人一人がまちづくりの主体となれる町を目指してまいります。

7月5日、町長就任後、初めての職員に対する訓示では、町民の皆様は単に課題解決を望んでいるわけではありません。その先にある御嵩町の未来を見せてもらいたいのです。課題は多くありますが、職員の皆さんにはわくわくしながら仕事をしてほしい。解決した先の夢を見ましょう、それが町民の皆様のわくわくになるのだから中から変えていきましょうといった趣旨を語りかけました。

多くの職員にとっては、私の思いや人となり等、分からない不安の中だったかと思いますが、短い中であっても公約の実現や、この施政方針に沿った事業の実現に向けて関係議案など準備をしてくれました。「チェンジ！みたけ」とも申し上げてまいりましたが、町も職員もよりよく変わろうとしております。私も町民の皆様とともに知恵を絞りながら、いただいた負託に応えるため先頭に立って汗をかいてまいる所存でございますので、御支援のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、この2つを基本理念といたしまして、「町政の総点検」「安全・安心な暮らしの確保」「環境保全に注力」「人口の流出超過を解消」「町民の皆様とともにまちづくり」、この5つの柱に沿って御説明を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の柱といたしまして、町政の総点検に取り組んでまいります。

政策の総点検につきましては速やかに進めるべく、7月19日に御嵩町政策総点検本部を設置し、既に点検作業を進めております。地域・社会ニーズに対応したものか、町民ニーズに適応したものか、もっとよい方法はないか、他と重複していないか、前例踏襲で続けないかななどの観点から全ての施策を見直し、職員一人一人が従来の発想にとらわれずに町政の自己改善、自己改革を図ってまいります。庁内ヒアリングや本部会議での協議を経まして、一旦まとまった段階で議員の皆様には報告をさせていただきます。その後、町民の皆様にパブリックコメントによる意見募集をいたします。

全ての政策は町民の皆様のニーズにお応えするためのもの、このことを心に留めながら施策や事業の優先度なども検討しつつ、行政の独りよがりによるものではなく、より効率的、効果的なサービスの提供ができるよう進めてまいります。

また、政策総点検の一環として、既に回覧等で御覧いただいた方も多いかと思いますが、町民の皆様の声を直接お聞かせいただく機会、車座懇談会への参加をお願いしております。これまで計14回、合計230件ほどの御意見をいただいております。役場の職員に関すること、周辺の草刈り、あるいは施設の維持管理・修繕に関するようなこと、町のにぎわいに関することなど、皆様のお声には早急に対応が必要と考えるもの、アイデアに気づかされるもの、今後の参

考になるもの、いつかは実現したい夢のあるもの等様々でございます。皆様の熱意や悩み、笑顔など、直接お顔を拝見しながら対話できる非常に中身の濃い場となっていると感じております。御意見ありがとうございます。こういった皆様の声を念頭に置きながら、令和6年度当初予算や政策立案にもつなげてまいりたいと思います。

そして、重点課題でありますリニア発生土置場、新庁舎等整備事業に関しては、速やかな検証・提案をしていく必要があると考えております。リニア建設は国家プロジェクトであり、岐阜県にとっても岐阜県駅、車両基地の設置による産業振興や雇用効果が見込まれる中、町では岐阜県リニア建設促進期成同盟会の一員として事業推進を要望し続けており、私もリニア建設につきましましては早期推進という立場でございます。

リニア発生土置場につきましまして、選挙を通じてもお伝えさせていただいておりましたが、私の方針といたしましては、要対策土の受入れを前提とした協議については白紙の状態とし、ゼロベースで地元との対話を通じた理解や合意を得てJR東海と協議してまいりたいと思います。そのため、様々な視点から話し合い、それぞれの立場で意見を出し合える審議会を設置いたしまして進めてまいりたいと考えております。

審議会には有識者だけではなく、地元の方や公募による町民の方々などにも委員として御参加いただき、審議していただきたいと思っております。その報告を踏まえて町としての対応を判断し、町民の皆様にもしっかりと説明をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

そして、施設耐震化の議論から始まった新庁舎等整備事業は、当初から既に10年以上の時間を経過しております。中保育園や中児童館の集約化に関する事項も含めて、議会をはじめ多くの町民の皆様と議論を重ね、進めてきたこれまでのプロセスは大変重く、尊重しなければならないとの認識をしている一方、これは利用者、職員の命に関わる重要な問題でもあり、早急に方向性を導いていかなければならない問題であるとも認識しております。

私自身、今回の選挙戦を通じて新庁舎等整備事業に対する期待や不安、様々な御意見を伺い、改めて本事業に対する町民の関心の高さを感じているところでありますが、やはり多く聞こえてきましたのは事業に対する懸念や不安といった声でございました。

こうした中、今後の方針を定める意味においても新庁舎等整備事業及び庁舎と同様に、未耐震であります中保育園、中児童館の新築移転も含めまして、これまで町が進めてきたプロセス等について第三者による公正・中立な視点から検証する必要があるのではないかと考えております。

これらの検証に当たり、さらに時間を要することにはなりますが、町が責任を持ってこの課題解決に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に2つ目の柱、安全・安心な暮らしを確保してまいります。

町民の皆様が安全に健やかに日常を暮らしていただくためには、きめ細かな支援や制度、仕組みづくりは欠かせません。今定例会では、将来を夢見る御嵩の宝である子供たちに健やかに育む環境を整えるために、地域や将来の担い手となる子育て世帯への支援と少子化対策への取組の一環として、福祉医療費助成制度を拡充するための条例案を提出させていただきました。

現在、福祉医療費の助成対象として医療費が無償となる主な対象者は中学3年生までですが、これを高校卒業までに相当する満18歳到達年度の末日まで拡大するものでございます。新しい制度は令和6年度からの開始を想定し、その準備に必要な費用を補正予算に計上しております。子育て世帯への支援と少子化対策については、町の活性化や地域コミュニティにつながる重点的に取り組むべき課題と位置づけ、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて必要な取組を推進してまいります。

また、児童が通う伏見小学校の大規模改造工事につきましては、早期に着工したいと考えております。地元住民や保護者の方々からも一日も早い着工が望まれており、早急に進めるよう指示をしたところでございます。

なお、工事の発注に先立ち、資材単価の見直しなどを行うための業務委託に係る補正予算案を今定例会に上程しております。

亜炭鉱跡対策事業につきましては、広く町民の人命・財産に関わる問題でございます。エネルギーの主役が石炭であった明治時代から戦後までの間、特に戦後のエネルギー不足の経済復興期には、まさに産業の動脈として貢献し、御嵩の亜炭はこの地域の繁栄を支えてまいりました。高度成長期に始まったエネルギー革命によって本町の亜炭産業は衰退し、昭和42年には全ての亜炭鉱山が開山となりましたが、開山後も浅所陥没は後を絶たず、現在まで人家や農地などに被害を及ぼしております。

平成22年10月には顔戸地内で、東西65メートル、南北76メートルにわたる大規模な陥没が発生し、民家5軒に傾斜・亀裂等の被害が生じ、6世帯20人が避難を余儀なくされ、道路や農地、水道などのライフラインも被害を受けました。その状況はテレビや新聞等で大きく報道され、町民の一人として大変な被害が発生したことに驚きと大きなショックを受けたことを覚えております。現在は予防的な充填防災工事が進められておりますが、モデル事業として初めて取り組まれた渡邊前町長の御尽力、また古田知事をはじめ地元国会議員、地元県議会議員など、関わっていただきました全ての方々に代表して感謝を申し上げます。

しかしながら、現在実施中のこの亜炭鉱跡対策事業が終了した後であっても、いまだ半分ほどの未対策地域が残るため、さらなる対策が必要であることは言うまでもございません。亜炭鉱廃坑の対策事業が継続できるよう、国・県、そして町議会と一体となった努力をしていきたいと考えております。

3つ目の柱といたしましては、環境保全に注力してまいります。

本町は低炭素社会の実現を目指し、平成24年度に環境モデル都市に内閣府から選定され、森林信託経営や太陽光発電設備等の公共施設への設置などに取り組んでまいりました。これらの事業は先駆的な取組として高く評価を受けてきたところであり、モデル都市に選定された全国23自治体の一つとして自負するところでございます。

一方で、近年の世界的な地球温暖化、最近では地球沸騰化とも言われておりますが、その主たる要因とされる二酸化炭素の排出量を減少することが強く求められる時代になってきて、国においては令和元年度に2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目指す新たなステージにも移行しております。このような背景を踏まえまして、本町においても低炭素社会の実現目標からステップアップした脱炭素社会の実現を目標に掲げていきたいと考えております。

今年度に改定する予定の地球温暖化対策実行計画では、実質的な脱炭素（カーボンオフセット）社会の実現に向けた施策を盛り込みたいと考えておりますし、町民挙げての運動となるよう一致団結して将来の世代に持続可能な環境を提供していきたいと思っております。また、持続可能なまちづくりの取組としてSDGsの考え方を取り入れた枠組みを構築し、実行してまいりたいと思います。

SDGsの理念は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すものであり、町政の運営を担う者として大いに賛同し、究極の目標ではないかと考えております。その理念は、町政運営、まちづくりの根幹に関わるものであり、大きな町政運営の方針を練り上げる御嵩町総合計画との親和性が非常に高いと考えております。

そこで、次期御嵩町第6次総合計画の策定と合わせて、仮称ではございますが、御嵩町SDGs推進基本計画を策定してまいります。計画策定に当たっては、車座懇談会やワークショップ等でいただいた御意見等を各目標に沿った施策に落とし込むことができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。また、計画策定後も各年度で取組活動の進捗が分かるようプログラム管理をすることで各分野の進捗を横断的に見える化してまいります。他の自治体にもあるように、2030年を目標とするSDGsの考え方を目指した計画を定め、しっかりと腰を据えてまちづくりを進めていきたいと思っております。

4つ目の柱は、人口の流出超過を解消するための取組であります。

その一つとして、名鉄広見線の価値の共有と利用促進につながる工夫を考えていきます。名鉄広見線は、町民の方の移動手段としてこれまで大きな役割を担ってきており、現在も高校生の通学の足などとして重要な交通手段となっております。そこで、本年10月から当該線区の今後の在り方を考えるためにも、現状の分析と高校生を含む利用者の声や沿線住民のリアルな意

識調査などをしていく予定でございます。

今後の町のにぎわい創出という観点からも取り組んでいくため、中山道みたけ館において旧名鉄資料館の資料や町民が所有する貴重な品を展示する「名鉄に関する特別展」を令和6年2月に開催する準備を進めているところでございます。現在は名鉄との協定に基づき、運行支援金により運行が継続されておりますが、やはり利用者を増やす取組や、皆様に乗って使っていただく取組がなければ運行の継続が困難となってまいります。運行継続のためにも、沿線、町並みの活性化を含めて工夫を凝らした利用促進を図ってまいります。そして、本町の一大プロジェクトでもあります町外からも多くの観光客の来町が期待できる駅前の願興寺本堂修理事業の完成という大きな契機を、いかにこの名鉄利用促進に結びつけるかを検討し、一過性ではない成果を目指してまいりたいと考えております。

そして、5つ目の柱として、町民の皆様とともにまちづくりを進めます。

本町には魅力あふれる歴史資源や、磨き上げれば新たな魅力となり得る資源がたくさんあります。その一つ、国の重要文化財であります願興寺では、平成29年度からスタートした本堂修理事業が本年度で7年目を迎えました。現在まで順調に組立て直しが進められており、予定する令和8年度の完成を目指すとともに、先ほど申し上げたように完成後の活用も視野に入れながら引き続き事業を行ってまいります。

その他、願興寺にゆかりのある戦国武将「可児才蔵」など、町の魅力のさらなる周知を図っていくとともに、新たな魅力ある地域資源の掘り起こし、磨き上げも進めていく中で、町民の皆様をはじめ町外の多くの方々にも応援したいと思っただけの御嵩町を共につくっていきたいと考えております。

そのための一つの施策として、現在も町内で活躍されている方々が意見やアイデアを出し合い一緒になって取り組める、仮称でございますが、まちづくり協議会を立ち上げ、点在する町内の観光施設などを周遊できるような仕組みづくりにも取り組みたいと考えております。さらには町外の方を呼び込むための、これも仮称でございますが御嵩町ファンクラブを立ち上げたいと考えております。

これらの活動を通して町民の皆様には私たちの住む町のよさを再認識、再発見していただき、御嵩町に誇りを持ち続けていただける一助になればと考えております。また、本町を訪れて体験し、味わっていただくことを通して御嵩町のファンを増やしていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、御嵩町をよくしたい、後の町民が幸せに暮らすためには何をすればいいかと先人の方々が将来を見据え、よくよく議論をいただき、大きな決断をいただいた結果、その偉業として今を生きる私たちの暮らしがあるものと思っております。5年後、10年後、そし

て30年後の御嵩町が豊かで誇りある町として在り続けるために、どうしていくべきか共に考え、多くの課題にも真つすぐに向き合い解決に向けて結果を示すことは、私たちのこの世代に課せられた責務であると私は考えております。町民の皆様、議会の皆様には力を合わせてこの難局を乗り越えていきましよう、改めてこの壇上で呼びかけさせていただきたいと思います。

以上が私の町政運営に対する基本的な方針でございます。進むべき方向を見定め、あるときには、その判断や結論に厳しいお声をいただく場面も多々あるかと存じております。これまで述べさせていただいたとおり、議員各位をはじめ町民の皆様との対話を大事にし、議論を重ねながら全力で取り組む覚悟でありますので、温かい御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

引き続いて、今定例会に御提案いたしております案件について申し上げます。

まずは、令和4年度決算の概要について触れさせていただきます。

令和4年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額が対前年度比1.4%増の136億2,314万4,973円、歳出総額が対前年度比1.5%増の131億4,952万2,143円となりました。一般会計決算につきましては歳入総額が91億8,212万4,866円で、対前年度比2.1%の増額、歳出総額が88億7,456万7,796円で、対前年度比1.7%の増額となりました。

歳入の主なものを申し上げます。

町税につきましては、コロナ禍からの企業業績の回復などにより、町税全体での5,103万円ほどの増額となりました。普通交付税は、令和3年度に引き続き国からの追加交付があったことなどにより、対前年度比約5,200万円の増額、国庫支出金につきましては、非課税世帯や子育て世帯への臨時給付金給付事業や新型コロナウイルスワクチンの接種事業に係る補助金の減などにより2億6,077万円ほどの減となりました。諸収入につきましては、亜炭鉱跡防災対策事業助成金の増などにより10億6,827万円の増額となりました。

続いて、歳出では、子育て世帯臨時特別給付金や非課税世帯等臨時特別給付金など、主に新型コロナウイルス感染症拡大、物価高騰対策に係る給付金事業費の減による民生費の減額、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費の減額などによる衛生費の減額の一方、継続費にて実施しております亜炭鉱跡対策に係る事業費が大きく増額となったことにより、消防費が9億9,210万円の増額となり、歳出総額は対前年度比で1.5%の増額となりました。

これらの結果、歳入歳出差引額は3億755万7,070円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億9,209万3,172円となったところでございます。

次に、地方財政に係る健全化判断比率につきましても触れさせていただきます。

令和4年度の実質公債費比率は、公営企業への繰入金が減となったこと、普通交付税が増となった一方で、分母の一部であります臨時財政対策債発行可能額が大きく減となったことによ

り、前年度より0.22ポイントの増、3か年平均では0.3ポイント増の6.9%となりました。

また、将来負担比率につきましては、公営企業の起債残高の減や基金の積み増しなどによる数値なしの状態を維持しております。引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

続いて、令和5年度の一般会計補正予算について御説明申し上げます。

私の就任以来、初めての補正予算であり、町民の皆様が誇りを持てるまちづくりを進めるため、子育て支援制度の充実や安心・安全なまちづくりに向けて、迅速かつ具体的な対応を行うための予算を盛り込んでおります。

まず主な歳入でございますが、普通交付税の額が決定され、それに伴い地方交付税を1億4,155万1,000円増額いたしました。特別会計の精算に伴う繰入金については987万6,000円の増額、前年度の決算を受けた繰越金については1億7,209万3,000円の増額としております。

次に、歳出について述べます。

これまで進めてまいりました新庁舎等整備事業に関して第三者委員会を設置し、客観的な検証を行うための調査・検証経費として720万7,000円、リニア発生土置場計画に係る審議会経費として134万9,000円を計上いたしました。

また、伏見小学校の大規模改造に係る設計委託料として286万円を計上しております。

さらに、満18歳までの医療費無償化の制度拡大に向けた準備に必要な経費として58万2,000円を計上しております。

このほか、道路の安全確保のための拡幅工事や町内自治会からの御要望などに迅速にお応えできるよう、インフラの適正管理に係る経費として3,772万円のほか、町内外から御嵩町を応援していただくための御嵩町ファンクラブの立ち上げに係る経費などを計上し、今回の歳入歳出補正予算額は2億5,686万2,000円となりました。

今定例会に提出いたします案件といたしましては、町長報告案件が2件、認定案件が6件、人事案件が1件、補正予算が4件、条例7件、その他の案件が9件の都合29件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日9月8日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和5年5月分から7月分まで）、2. 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情、3. 带状疱疹予防ワクチンに関する陳情、以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告第8号 放棄した私債権の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月8日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。

次の2ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は3ページから6ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづり37ページをお願いいたします。

総括表②になります。

初めに、実質赤字比率は一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和4年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり2億9,209万3,000円の黒字であり、比率としましてはマイナス6.05%、該当なしとなります。

次に、連結実質赤字比率は一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと10億3,964万1,000円の黒字のため、こちらも該当になりません。

38ページをお願いいたします。

総括表③です。実質公債費比率の算出経過を表した表です。

実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。中段の右端に掲載してありますとおり令和2年度から令和4年度の3か年の平均で6.9%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っております。昨年報告しました比率は6.6%であり、0.3ポイント高くなっております。

39ページをお願いいたします。

総括表④です。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和4年度の将来負担比率はマイナス91.5%となり、昨年度に続きバー表示となっております。昨年報告しました比率はマイナス81.0%ですので、さらにマイナスとなっております。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、37ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というものが定められております。右の表を御覧いただきますと、令和4年度において水道事業会計は4億7,359万5,000円、下水道事業会計は1億788万3,000円とそれぞれ余剰額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに住民へ公表させていただきます。

以上で、報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

続きまして、諸般の報告つづり7ページをお願いいたします。

報告第8号 放棄した私債権の報告について御報告いたします。

町の私債権について、御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項第1号の規定により放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

8ページをお願いします。

放棄した市債件名は、住宅使用料です。

当該債権の調定年度は平成26年度から平成31年度まで、金額は43万8,400円です。

債権を放棄した理由は、債務者が生活困窮状態の適用を受けてから3年を経過しても、なお生活困窮状況が続いており、資力の回復が困難であることから債権を放棄することとしたものです。令和5年3月31日付をもって放棄をいたしました。

以上で、報告第8号 放棄した私債権の報告についての説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号までと議案第50号から議案第70号までの計27件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件27件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係です。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっています。令和4年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書のほうをお願いいたします。

決算書の111ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。令和4年度の歳入総額は91億8,212万4,866円、歳出総額は88億7,456万7,796円となり、歳入歳出差引額は3億755万7,070円です。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が1,546万3,898円ありますので、差引実質収支額は2億9,209万3,172円となりました。

次に、181ページをお願いいたします。

このページから最終ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金などの令和4年度中の増減をお示ししております。

181ページ、182ページの公有財産の(1)土地・建物につきましても令和4年度中の増減に数字が入っていますが、これらの詳細はピンク色の表紙の令和4年度主要な施策の成果に関する

説明書の一番最後のページ、60ページに内訳を掲載しておりますので、決算書と併せまして後ほどのお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上、一致しない部分があることをあらかじめ御了承願います。

それでは、資料を替えまして、別冊で表紙が黄色、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきます。

1 ページ、2 ページをお願いいたします。

1 ページ、2 ページで一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入です。

歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあるとおり91億8,212万4,866円です。対前年度1億8,897万7,493円の増、率にして2.1%増額しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に款ごとに説明いたします。

最初に、款01町税は5,103万円ほどの増となりました。これは主に町民税個人分の増やコロナ禍からの企業業績の回復などによる町民税法人分の増が要因となっています。

次に、款02の地方譲与税から款12の交通安全対策特別交付金は、それぞれ国税や県税などに基づき交付される各種交付金で、真ん中辺り、款11地方交付税のうち普通交付税の決算額は16億9,627万4,000円、前年度と比べ5,207万9,000円の増となりました。

続いて、款13の分担金及び負担金です。対前年度比315万9,000円ほどの増、率にして12.4%の増となりました。減額の主な要因は、3歳未満児の入園が増えたことなどによる私立保育料の増や他市町村の児童を町内の公立保育園にて保育した際の負担金の増などです。

次に、款15国庫支出金です。対前年度比では2億6,077万7,000円ほどの減となりました。減額の主な要因は、子育て世帯等臨時特別支援事業や非課税世帯等臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金の減などによるものです。

次にその下、款16県支出金です。対前年度比では1億700万円ほどの減となりました。減額の主な要因は、電源立地地域対策交付金が令和3年度をもって終了したことによる皆減や、ため池機能の廃止事業に伴う農業農村整備事業補助金の皆減などによるものです。

次にその下、款18寄附金では6,200万円ほどの減となりました。こちらについては、ふるさとみたけ応援寄附金、いわゆるふるさと納税の収入減が前年度と比べまして6,242万円の減であったことが主な減要因となります。

次に、款19繰入金です。対前年度で2億191万円ほどの減となりました。土地開発基金繰入

金の皆減などにより、基金の繰入金は前年度と比べ1億8,182万円の減、特別会計からの繰入金は約2,000万円の減となりました。

次に、2つ下に飛びまして、款21諸収入です。対前年度比で10億6,827万円ほどの増額となりました。これは、亜炭鉱跡対策について前年度は主に調査を行っていましたが、令和4年度は工事が主になったことにより亜炭鉱跡対策事業補助金の増額となったことが主な増要因となっております。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出予算の総括となります。

こちらでも増減の大きいものについて説明をさせていただきます。

まず上から2段目、款02総務費では、対前年度比で3億7,688万円ほどの減となりました。庁舎整備基金積立金やふるさとみたく応援基金積立金の減、新型コロナウイルス感染症対策事業の減などが主な減要因です。

次にその下、款03民生費ですが、対前年度比で2億950万円ほどの減額となりました。減額の主な要因は、子育て世帯臨時特別給付金や非課税世帯等臨時特別給付金など、主に新型コロナウイルス感染症拡大、物価高騰対策に係る給付金事業費の減によるものです。

款04の衛生費は、新型コロナウイルスワクチンの接種件数が前年度と比べ落ち着いてきたことから事業費の減となったことが主な要因となり、衛生費全体では4,090万円ほどの減額となりました。

次に、款06農林水産業費です。こちらは対前年度比で3,250万円ほどの減となりました。この主な要因は、農業水利施設整備事業費の減や、ため池機能廃止工事の皆減によるものです。

続いて、款08土木費です。こちらは1億9,031万円ほどの減額となりました。これは、新庁舎等建設に係る基盤造成工事や下水道事業の出資金の減が主な要因となりました。

次に、款09消防費ですが、対前年度比で9億9,210万円ほどの増額となりました。これは、継続費にて実施しております亜炭鉱跡対策に係る事業費が大きく増額となったことが主な要因です。

最後に、款11災害復旧費ですが、対前年度費で1,099万円ほどの増となっています。これは、長瀬洞地区での特定鉱害復旧工事の実施に伴うものや道路災害の復旧工事を実施したことによるものです。

一般会計全体の歳入歳出決算状況につきましては以上となります。

それでは、ページを飛びまして、19ページをお願いいたします。

こちら19ページから24ページまでが町税等の収納状況表です。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、25ページをお願いいたします。

このページから30ページにかけて節別の執行状況表を掲載しております。

次に、31、32ページをお願いいたします。

こちらから36ページまで人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

37、38ページは、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移となります。

次の39ページをお願いいたします。

39ページ、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

令和4年度一般会計におきましては、新たに3億771万4,000円の借入れをしまして、元金4億9,879万8,000円を償還しておりますので、差引年度末残高は53億8,421万2,000円、前年度より1億9,108万4,000円、率にして約3.4%の減となりました。

40ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況を示しております。

43、44ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策費について、各節別、所属別に表記した資料となっています。

45、46ページをお願いいたします。

令和4年度から令和5年度に繰り越した事業の決算額とその財源となった歳入の決算額を示しする資料となっています。

最後に別冊でピンク色の表紙のつづりですが、主要な施策の成果に関する説明書となります。

以上で、認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号の3件を続けて御説明をさせていただきます。

初めに、認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

決算書の133ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計に関する実質収支に関する調書ですが、歳入総額が22億1,806万4,161円、歳出総額が21億7,947万6,493円となり、実質収支額は3,858万7,668円となりました。

詳細について説明をさせていただきますので、黄色い表紙の令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきましては還付未済額を含み3億9,925万1,067円で、被保険者数の減少などにより、対前年度2,821万1,171円の減となりました。

不納欠損につきましては127万9,000円の処分を行いました。

収入未済額につきましては還付未済額を含み7,295万8,993円、収納率の向上などもあり、対前年度1,229万367円の減となりました。収納率は84.3%、対前年度2.3ポイントの増となりました。

款03県支出金は、歳出における保険給付費等に対する交付金で16億853万5,725円、医療費などの増額に伴い、対前年度847万4,497円の増となりました。

款05繰入金は、一般会計からの繰入で1億2,868万5,702円、出産件数の減による出産育児一時金繰入金の減額などから、対前年度91万623円の減となりました。

款07諸収入は、国民健康保険税の延滞金、被保険者からの返納金などで1,089万5,629円、延滞金の増額などから、対前年度216万4,011円の増となりました。

不納欠損につきましては、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金、合わせて25万773円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、一般被保険者返納金として37万7,681円、対前年度25万8,672円の減となりました。

款08国庫支出金は、新型コロナウイルスによる減免に対する交付金になりますが、交付金の交付方法の変更によりゼロ円となりました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款02保険給付費は15億4,944万8,395円で、医療費の増額などから、対前年度90万2,152円の増となりました。

款03国民健康保険事業費納付金は、県より算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分、

介護納付金分の事業費納付金でございますが、国民健康保険税などを財源として県に納付するもので5億5,035万6,142円、医療費の増額などにより対前年度7,370万6,093円の増となりました。

款04保健事業費は、疾病予防事業、特定健診事業、受診勧奨事業などによるもので2,247万4,964円、健康診断助成件数の減などにより、対前年度22万946円の減となりました。

款05基金積立金は、国民健康保険基金へ2,774万295円の積立てを行い、現在高で4億3,422万431円となりました。

款06諸支出金は、令和3年度県からの保険給付費等交付金の精算に伴う償還金など1,157万7,770円、対前年度2,017万1,629円の減となりました。

令和4年度の決算から町税等収納状況表の記載方法の変更をしております。そちらの点について説明をさせていただきますので、21ページをお願いいたします。

最下段の国民健康保険税になりますが、令和4年度の決算から収入済額につきまして還付未済額を含めた金額とさせていただきます。令和3年度のコレと比較しやすいよう収入済額から還付未済額を除いた金額を括弧書きで記載させていただきます。2段となっております。こちらは後ほど説明させていただきます後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましても同様とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

主なもののみ説明をいたしました。後ほど収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

以上で、認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

続きまして、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の147ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、令和4年度の歳入総額は2億6,614万7,664円、歳出総額は2億5,796万7,425円で、実質収支額は818万239円となりました。

詳細について説明させていただきますので、黄色表紙の歳入歳出決算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

上段の歳入です。

款01保険料につきましては、後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきましては、還付未済額を含み1億8,395万9,900円で、被保険者数の増加などにより、対前年度1,319万800円の増となりました。

不納欠損につきましては5,500円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、マイナスの30万2,200円となっておりますが、還付未済額を除きますと12万8,500円、対前年度21万3,100円の減となりました。収納率につきましては100.2%となっておりますが、こちらも還付未済額を除きますと99.9%、対前年度0.2ポイントの増となりました。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、保健事業などに対する委託料で782万2,823円、すこやか健診などの受診率向上などにより、対前年度216万6,645円の増となりました。

款04繰入金は、事務費、保健事業費などに対する一般会計からの繰入金で6,764万1,019円、保険基盤安定繰入金の増額などにより、対前年度626万2,901円の増となりました。

続きまして下段、歳出について説明をさせていただきます。

款01総務費は、後期高齢者医療保険業務に係る一般管理費徴収費で366万3,939円、自己負担割合変更による被保険者証発送回数の増などにより、対前年度117万3,683円の増となりました。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料や基盤安定負担金などを広域連合に納付するもので2億4,648万4,424円、保険料負担金、基盤安定負担金の増額などにより、対前年度1,683万2,406円の増となりました。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などの事業費で704万1,114円、健診受診率の向上などにより、対前年度85万5,640円の増となりました。

主なもののみ説明をいたしました。後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、令和4年度も保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分けて執行させていただいております。

それでは、保険事業勘定の決算から説明をさせていただきます。

決算書の169ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が19億4,744万5,532円、歳出総額が18億2,892万855円となり、実質収支額は1億1,852万4,677円となりました。

詳細について説明させていただきますので、黄色表紙の歳入歳出決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01保険料につきましては、介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分

を合わせた全体の収入済額につきましては、還付未済額を含み4億6,456万7,213円、対前年度62万3,446円の増となりました。

不納欠損につきましては207万600円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、還付未済額を含み514万2,010円、対前年度22万223円の減となりました。収納率につきましては98.5%で、対前年度0.1ポイントの増となりました。

款03国庫支出金は3億7,297万758円で、介護給付費の増額などにより、対前年度519万4,110円の増となりました。

款04の支払基金交付金は4億5,185万9,000円で、地域支援事業交付金上限額の減額などにより、対前年度12万5,000円の減となりました。

款05の県支出金は2億4,522万4,892円で、介護給付費の施設費の分の減額などにより、対前年度354万283円の減となりました。

款06の繰入金は、事務費、介護給付費、地域支援事業費などに対する一般会計からの繰入金、地域支援事業費の精算などによるサービス事業勘定からの繰入金、合わせて2億8,430万7,871円で、介護給付費の増額などにより、対前年度2,108万4,041円の増となりました。

次に下段、歳出について説明をさせていただきます。

款02保険給付費は16億231万2,976円で、介護給付費の増額などにより、対前年度1,022万8,465円の増となりました。

款03基金積立金は、介護給付費準備基金へ5,700万円の積立てを行い、現在高で6,783万865円となりました。

款04諸支出金は、令和3年度の国・県などの負担金の精算による償還金など6,307万6,600円、対前年度6,168万833円の減となりました。

款05地域支援事業費は8,933万6,568円で、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策で介護予防事業などの事業を中止することもありましたが、令和4年度は予定どおり事業が実施できたことなどにより、対前年度417万5,517円の増となりました。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

決算書の179ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が936万2,750円、歳出総額が858万9,574円となり、実質収支額は77万3,176円となりました。

詳細について説明をさせていただきますので、黄色表紙の歳入歳出決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01サービス収入は、介護予防のケアプラン作成に係る手数料で655万1,700円、介護予防の

ケアプラン作成件数の減により、対前年度71万1,190円の減となりました。

次に下段、歳出について説明をさせていただきます。

款01事業費は308万5,524円で、介護予防のケアプラン作成に対する委託料の減などにより、対前年度30万9,316円の減となりました。

款02諸支出費は、保険事業勘定への繰出金で550万4,050円、対前年度406万6,237円の増となりました。

主なもののみ説明をいたしました。後ほど収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、上下水道課所管の上程議案2件について御説明させていただきます。

議案書は2ページになります。

今回上程いたしました認定第5号及び認定第6号は、いずれも事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により議会の議決及び認定を求めるものであります。

初めに、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の水色の表紙、水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和4年度の水道事業の概要から御説明します。

14ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の年度末給水件数は、当年度6,663件で、前年度比23件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は211万5,710立方メートル、7の年間有収水量は188万871立方メートルとなり、8の年間有収率は88.9%、前年度比では0.1ポイントの上昇となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和4年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の決算額は6億869万5,447円です。このうち第1項の営業収益は、水道基本料金の減免による水道使用料収入の減少などにより4億4,003万9,897円。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入や一般会計からの水道基本料金減免事業補助金などで1億6,865万5,550円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億7,834万8,177円です。このうち第1項の営業費用は、県水受水費、減価償却費などで5億7,381万3,022円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで431万3,655円。

第3項の特別損失は、過年度加入負担金の還付で22万1,500円。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は4,674万3,001円です。このうち第1項の出資金はございませんでした。

第2項の負担金は、下水道会計負担金や給水申込金などで3,309万1,001円。

第3項の補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金で1,365万2,000円でした。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億9,338万8,084円です。このうち第1項の建設改良費は1億8,106万4,565円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,232万3,519円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,664万5,083円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました1,885万2,915円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は6,754万5,613円です。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいたき、8ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金6,754万5,613円のうち、議会の議決による処分額として1,885万2,915円を建設改良積立金に積み立て、1,232万3,519円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として11、12ページには事業の概況、13ページは改良工事の概況、14ページからは業務内容を掲載しております。

18ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和4年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は5億2,122万9,429円となりました。

19ページから21ページは収益費用明細書、22ページは資本的収入及び支出、24ページから25ページは固定資産明細書、26ページは企業債明細書です。令和4年度末の未償還残高は、表の一番下段、1億846万6,077円となります。

27ページは注記、28ページから29ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊のピンク色の表紙、下水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和4年度の下水道事業の概要から御説明します。

14ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は当年度1万3,808人で、前年度比74人の減少となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は172万6,567立方メートル、7の年間有収水量は113万2,443立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は65.6%、前年度比では0.4ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和4年度御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款下水道事業収益の決算額は6億4,384万8,288円です。このうち第1項の営業収益は、下水道使用料収入などで2億208万4,865円。

第2項営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで4億4,176万3,423円でした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は5億7,456万1,632円です。このうち第1項の営業費用は、減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億319万1,033円。

第2項の営業外費用は、企業債利息などで7,137万599円。

第3項の特別損失及び第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億8,630万1,600円です。このうち第1項の企業債は、下水道事業債で3,060万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金1億3,365万円。

第3項の他会計補助金は、一般会計からの補助金1,263万円。

第4項補助金は、下水道整備に伴う国の補助金などで385万円。

第5項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで557万1,600円です。次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は4億8,586万2,175円です。このうち第1項の建設改良費は7,168万8,551円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で4億1,417万3,624円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,956万575円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

当年度の純利益は、下から3行目に記しました6,483万7,899円です。そのほか未処分利益剰余金変動額は7,051万2,013円であり、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は1億3,534万9,912円となります。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、8ページをお願いしま

す。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度末処分利益剰余金1億3,534万9,912円のうち、議会の議決による処分額として6,483万7,899円を減債積立金に積み立て、7,051万2,013円を資本金に組み入れようとするものでございます。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として11、12ページには事業の概況、13ページには改良工事の概況、14ページからは業務内容を掲載しております。

18ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和4年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は1億1,224万3,989円となりました。

19ページから20ページは収益費用明細書、21ページは資本的収入及び支出、22ページから23ページは固定資産明細書、24ページから28ページは企業債明細書です。

28ページには令和4年度末の未償還残高を記載しております。表の一番下段、35億3,672万6,106円となります。

29ページは注記、30ページから31ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 山田徹君。

監査委員（山田 徹君）

おはようございます。

久方ぶりの本議場での発言ですので若干緊張しております。かまないように説明するつもりです。よろしくお願いします。

それでは、お手元の意見つづり、令和4年度決算審査の意見書の表紙を開いてください。その1ページです。

令和5年8月18日付で作成したものでございますが、御嵩町長 渡辺幸伸様宛て、御嵩町監査委員 安藤雅博、それから私、山田徹の2人で審査をしております。

令和4年度各会計歳入歳出決算の審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定によ

り、令和4年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

その下ですが、1. 審査の概要としましては、審査対象は御覧の4件の決算でございます。

それから審査の期日は、令和5年8月8日、9日、10日の3日間をかけてやらせていただいております。

審査の手続については、各決算書、事項別明細書、各調書や書類に関しまして下3つの事項、①予算執行の適法性、効率性、②各計数の正確性、③財産の取得、管理及び処分の適正執行の確認ということに主眼を置いて審査させていただきました。

次の2ページに行きまして、2. 審査の結果ですが、その下に3項目ありますように、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。②決算の計数は正確であると認められた。それから③財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められたでございます。

総括についてはお目通しをいただきたいと思います。

それからその下に行きまして、意見の中の共通事項ですが、2つ目の◎収納管理について、令和3年度末収入未済額と令和4年度の滞納繰越分調定額が一致しているか、幾つかの科目について不一致となる部分もあるんですが、そういったものについては過去からの経緯も伺いながら説明を求めまして、いずれも理由が明確に示されていました。ただし、資料について理解しづらい表記がありましたので、今後の資料作成について改善を。また、各部門における管理台帳の内容については、単なる件数と金額だけでなく、滞納者の実体的な人数等の状況が把握できるような改善に努めるよう意見として記させていただきました。

それからその下の◎不納欠損処理について、厳格な滞納整理の結果として適正な事務執行が行われていると認められますが、十分な調査と交渉の記録を確実に残した中で処理を行っていただくよう意見をつけました。

3ページに参りまして、◎契約事務について、審査対象として抽出された契約に関して「御嵩町契約等事務の手引き」に基づいて必要書類等の確認をしましたが、おおむね適正に処理されていました。

あと、以下にあります各課に対する意見は、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それから5ページに行きまして、定額資金運用基金審査、国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用について審査をしました結果、適正に処理されているものと認めております。

それから次の6ページ、水道事業会計決算ですが、これは8月10日に審査をしております。

一番下、(1)経営状態について、決算の内容を見ると、令和4年度においては給水原価が221.86円で供給単価を上回っておりますが、7ページに参りまして、電気料金の高騰やコロナ禍での料金減免事業の影響があった旨の説明があり、経営状態は保たれているという判断で審

査結果を報告させていただきます。

以下はお目通しを願いたいと思います。

それから 8 ページは下水道事業会計ですが、これも 8 月 10 日に審査をしております。

9 ページの(2)有収率については、前年度と比べ 0.4 ポイント下回っていますが、今後は 70% 以上を目指して努力されるようお願いする意見を付しております。

以上、総体的に全ての会計において計数等に関して適正に処理されているということを確認しておりますので、決算審査の意見として報告させていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（大沢まり子君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 11 時といたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案第 50 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、議案第 50 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書つづり 3 ページをお願いいたします。

現在、教育委員の細野政成さんは、この 9 月 30 日をもちまして任期満了となります。新たに中島康貴さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

生年月日は昭和 48 年 4 月 2 日、住所は御嵩町比衣 454 番地 1 であります。なお、任期は令和 5 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までであります。

資料つづり 1 ページの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 51 号 令和 5 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書2ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に2億5,686万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億6,348万3,000円とする旨、規定しています。

第2条では債務負担行為の補正について、第3条では地方債の補正について規定しています。

それでは、まず債務負担行為の補正について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正です。

今回、債務負担行為の追加を1件行っています。

事項名はファンクラブサイト構築委託料、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額を400万円としています。この債務負担行為は、御嵩町のファンクラブのウェブサイトを構築するための費用で、契約は今年度、完了は来年度を見込むため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

第3表 地方債補正です。

追加を2件、変更2件となっております。

追加として、1つ目は河川等緊急浚渫事業で起債限度額は560万円としています。これは、町単独事業として行います井尻川や東洞川などのしゅんせつを行う事業の財源として発行するものです。

続いて2つ目ですが、伏見小学校大規模改造事業で限度額は210万円となっております。これは、伏見小学校の大規模改造工事を本格的に進めるための修正実施設計に係る地方債です。

続いて変更です。1つ目は、地方道路等整備事業、補正前限度額5,660万円に1,500万円を追加し、補正後限度額を7,160万円とするものです。これは、伏見比衣地区を走る町道笠田・杉ケ洞線の拡幅工事の実施に伴い発行するものです。

続いて臨時財政対策債です。補正前限度額6,000万円から1,604万3,000円を減し、4,395万7,000円にするものです。これは、今年度の臨時財政対策債発行可能額が決定しましたので、その額に合わせるための補正となります。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款10地方特例交付金1,177万6,000円及び款11地方交付税1億4,155万1,000円は、交付額確定による増額です。

款15国庫支出金、目03衛生費国庫補助金451万4,000円は、出産・子育て応援交付金の下半期分です。

款16県支出金、目01民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金1,336万7,000円の減額です。

12ページを御覧ください。

款16県支出金、目03衛生費県補助金92万8,000円は、出産・子育て応援交付金下半期分です。

目04農林水産業費県補助金、節01農業費補助金91万8,000円は、各種農業施策に対する県内示額に伴う補正となります。

節02林業費補助金300万円は、みたけの森看板改修に対する補助です。

目08教育費県補助金522万1,000円は、高等学校就学準備等支援金の支給事業に対する補助金であります。

款18寄附金30万円は、株式会社木村重機建材様からの寄附金です。

款19繰入金は、財政調整基金繰入金について、今回の補正の歳入歳出差額により当初予定しておりました繰入額を減しております。1億457万9,000円の減です。

13ページを御覧ください。

項02特別会計繰入金は、令和4年度決算に基づく繰入れです。

款20繰越金1億7,209万3,000円は、令和4年度決算余剰金の確定による増額です。

款21諸収入1,797万4,000円は、後期高齢者医療療養給付費負担金と低所得者保険料軽減負担金の精算金となります。

14ページをお願いいたします。

款22町債ですが、先ほど地方債補正で御説明したとおりとなります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

今回、4月の人事異動に伴う給与費の補正を行っておりますが、こちらについては説明のほうを省略させていただきます。

款02総務費、目03企画費では134万9,000円を計上しています。これはリニア発生土置き場計画に係る審議会の経費で、審議会委員報酬に102万8,000円、費用弁償として32万1,000円を計上しています。

目06庁舎整備費では720万7,000円を計上しています。これは、これまで進めてきました新庁舎等整備事業について第三者による客観的な検証を行うために計上したもので、第三者委員会

の委員報酬に655万1,000円、費用弁償として32万8,000円、印刷製本費として32万8,000円を計上しています。

目08まちづくり推進費では、御嵩ファンクラブ等、まちの魅力発信などに係る経費を計上しております。また、わいわい館の冷蔵庫入替え修繕料を計上しております。

16ページを御覧ください。

目11企業立地推進費406万4,000円は、工業団地企業の工場設置に伴う奨励金を計上しています。

目15諸費では、過誤納金還付金で800万円増額しています。これは、過年度分の国・県補助金の精算による返還分や税金の還付見込みに基づき必要額を計上するものです。

目16基金費は、福祉向上基金に30万円、7月にありました指定寄附金相当額を福祉向上基金に積み立てるものです。財政調整基金は1億4,643万9,000円の積立て、これは地方財政法に基づき決算余剰金の2分の1以上を積み立てるものとなります。公共施設等総合管理基金は5,500万円の積立てです。

18ページを御覧ください。

款03民生費、目06福祉医療費58万2,000円は、令和6年度からの高校生医療費無償化に向けた準備経費となります。申請書、受給者証等の印刷料、各種郵便料、制度拡大に要するシステム等の改善委託料を計上しております。

20ページをお願いいたします。

款04衛生費、目07出産・子育て応援給付費633万5,000円は、妊婦届出時に出産応援ギフト、出産届出後に子育て応援ギフトとして各5万円を支給するための経費です。10月以降は現金支給に代え、各5万ポイントが付与され、県が構築するサイト内で各市町村等から推薦されたサービスや商品等を選択できるようにするための各種経費を計上しております。

21ページを御覧ください。

款06農林水産業費、目03農業振興費、節18負担金、補助及び交付金89万2,000円は、今後の必要額の精算等による増額です。

項02林業費、目05生活環境保全林費348万7,000円は、みたけの森の看板設置・撤去工事となります。

22ページを御覧ください。

款08土木費、項02道路橋梁費、目02道路維持費500万円は、町道千ノ井・真多羅線の土砂撤去を行うための機械等借上料。

目03道路新設改良費、節14工事請負費2,500万円は、町道笠田・杉ヶ洞線の拡幅工事費。

節21補償、補填及び賠償金212万円は、拡幅工事に伴う電柱移設補償費。

項03河川費、目02河川維持費560万円は、井尻川、東洞川、上之郷小学校東側水路しゅんせつのための機械等借上料となります。

24ページを御覧ください。

款10教育費、目02事務局費において、高等学校就学準備等支援金の実施に伴う時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、支援金等の経費を計上しております。

項02小学校費、目01学校管理費286万円は、伏見小学校の大規模改造事業の修正実施設計業務の計上です。

25ページを御覧ください。

項04生涯学習費、目02公民館費の修繕料216万3,000円は、中公民館階段床と伏見公民館エレベーターの修繕費です。

目08図書館費94万9,000円は、中山道みたけ館2階のシャッター不具合箇所と事務所の空調室外機の修繕費です。

なお、この後27ページから30ページには給与費明細書、31ページには債務負担行為調書、32ページには地方債の現在高調書をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第52号、第53号、第54号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの34ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,327万1,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきますので、38ページをお願いいたします。

歳入です。

款01の国民健康保険税は、本算定による補正で1,983万7,000円の減額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、国民健康保険税の本算定に係る基盤安定繰入金で、1,782万2,000円の減額となります。

款05繰入金、項02基金繰入金は、歳入歳出額調整のため3,000万円の増額となります。

39ページをお願いいたします。

款06繰越金は、令和4年度の実質収支確定により1,091万円の増額となります。

款08国庫支出金、項01国庫補助金は、出産育児一時金臨時補助金の交付決定として2万円の増額となります。

40ページをお願いいたします。

歳出です。

款02保険給付費、項04出産育児諸費は、歳入の出産育児一時金臨時補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更となります。

款03国民健康保険事業費納付金は、項01医療給付費分、項02後期高齢者支援金等分、項03介護納付金分ともに保険税の本算定、保険基盤安定繰入金に伴う財源内訳の変更となります。

41ページをお願いいたします。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は、特定保健指導に使用する体組成計を購入することから55万円の増額となります。

款06諸支出金、項01償還金及び還付加算金は、令和4年度保険給付費等交付金の普通交付分の精算などに伴う償還金で250万3,000円の増額となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により21万8,000円の増額となります。

以上で、議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの44ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,143万9,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきますので、47ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款06繰越金は、令和4年度の実質収支確定により543万9,000円の増額となります。

次に、下段、歳出です。

款04諸支出金、項02繰出金、目01一般会計繰出金は、令和4年度事務費繰入金の精算に伴う

繰り出しといたしまして174万2,000円の増額となります。

款05予備費は、歳入歳出額調整として369万7,000円の増額となります。

以上で、議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

最後に、議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの50ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,907万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億107万1,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を732万1,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の明細から御説明させていただきますので、56ページをお願いいたします。

歳入です。

款01保険料、項01介護保険料は、介護保険料の本算定によるもので、特別徴収分、普通徴収分を合わせて599万6,000円の増額となります。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は、令和4年度の精算に伴い11万3,000円の増額。

目04低所得者保険料軽減繰入金は、令和4年度の精算に伴い80万1,000円の増額となり、項全体で91万4,000円の増額となります。

款06繰入金、項02介護サービス事業勘定繰入金は、令和4年度介護サービス事業勘定繰越金の繰入れで77万4,000円の増額となります。

57ページをお願いいたします。

款08繰越金は、令和4年度実質収支確定により5,138万7,000円の増額となります。

58ページをお願いいたします。

歳出です。

款03基金積立金は、令和4年度決算に伴う繰越金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、5,000万円の増額となります。

款04諸支出金、項02繰出金、目01一般会計繰出金は、令和4年度の介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金などの精算で813万4,000円の増額となります。

款06予備費は、歳入歳出調整として93万7,000円の増額となります。

続きまして、介護サービス事業勘定の明細を御説明させていただきますので、61ページをお

願いいたします。

上段、歳入です。

款03繰越金は、令和4年度実質収支確定により62万1,000円の増額となります。

続いて、下段、歳出です。

款02諸支出費、項01繰出金、目01保険事業勘定繰出金は、令和4年度の介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、保険事業勘定への繰り出しとして77万4,000円の増額となります。

款03予備費は、歳入歳出額調整により15万3,000円の減額となります。

以上で、議案第52号、第53号、第54号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

条例案は、議案つづりの6ページのとおりですが、資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの2ページをお願いいたします。

今回の条例改正では、御嵩町の附属機関に新たに4つの委員会等の設置を定める規定を本条例の別表に追加するものであります。

次に、新たに設置する委員会等について御説明します。その下の概要と併せて御覧ください。

まず第三者委員会ですが、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、第三者による公平・中立な立場から事実関係を究明、把握、認定する委員会として、弁護士及びその他町長が認める者で3名以内を定員とした委員会を案件が発生した場合に附属機関として設置します。

次に、リニア発生土置き場計画審議会ですが、J R 東海リニア中央新幹線における美佐野工区の建設発生土置き場計画に関する同社との協議に当たり、安全性や自然環境、生活環境の保全など、町民の懸念やその対策に関する評価等を集約する審議会として、公募による町民、上之郷地区の町民、学識経験を有する者または専門的知識を有する者、その他町長が必要と認める者で15名以内を定員とした審議会を附属機関として設置します。

次に、指定管理者選定評価委員会ですが、指定管理者制度について、選定の過程及び手続の公正性、透明性を高める観点から、原則として外部の有識者で構成する選定評価委員会を学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者で10名以内を定員とした委

員会を附属機関として設置します。こちらの委員会については、これまでは御嵩町指定管理者選考委員会設置要綱に基づき、町職員で構成した委員会でこれまでは選考しておりましたが、公正性、透明性を高める観点から、外部委員を基本とする構成とすることから合議体として整備され、附属機関に位置づけることになりましたので、本条例に追加するものです。

次に、プロポーザル評価委員会ですが、公募型または指名型での企画競争により契約の相手方を先行する方法であるプロポーザル方式において、事業者の選定・評価等を行う委員会を学識経験者または専門的知識を有する者、その他町長が認めるもので3人以上を定員とした委員会を附属機関として設置します。こちらの委員会につきましては、これまでは御嵩町プロポーザル方式施行基準に基づき、主に町の職員で構成した委員会でこれまで選定・評価しておりましたが、指定管理者と同じく公正性、透明性を高める観点から、外部委員を基本とする構成とすることから合議体として整備され、附属機関に位置づけることになりましたので、本条例に追加するものです。

なお、本委員会については、町長部局の附属機関となるほか、教育委員会の附属機関としても設置することから、資料4ページ目のとおり、改正する表が異なっておりますのでお願いいたします。

委員の任期につきましては、案件ごとに調査や審議が終了する日までとしています。施行日は公布の日からです。

5ページ以降、新旧対照表につきましては後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

それでは、議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは9ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり8ページをお開きください。

改正の趣旨は、子育て世帯の医療費負担を軽減し、子育て支援の推進を図るため、福祉医療

費助成の受給範囲を拡大することに伴い、必要な改正を行うものです。

改正の概要は、福祉医療費の受給資格者に高校生等、高校生等とは中学校卒業から満18歳到達年度末までの者のことをいいますが、これを追加いたします。

また、その他諸般の改正として、受給資格者の追加に伴い、御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についても一部を改正します。

施行日は令和6年4月1日とします。

なお、準備行為として、条例の施行日以前であっても必要な手続を行うことができるものとします。

9ページから12ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは11ページ、12ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり13ページをお開きください。

改正の趣旨は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、必要な改正を行うものです。

改正の概要は、保育所保育指針の制定権限の所管が変更されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更すること、認定こども園法が改正されたことに伴う条ずれを改正すること、その他所要の改正を行うものです。

施行日は公布の日とします。

14ページから20ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは13ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり21ページをお開きください。

改正の趣旨は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正

を行うものです。

改正の概要は、保育所保育指針の制定権限の所管が変更されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更するものです。

施行日は公布の日とします。

22ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で議案第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりは14ページになりますが、資料つづりにて御説明させていただきますので、資料つづりの23ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、国民健康保険法の一部が改正されたことを受け、関係する条例の改正をいたすものです。

改正の内容は、第24条条文中の国民健康保険法からの引用規定「第9項」を「第5項」にと所要の改正となります。被保険者証がマイナンバーカードと一体化することにより、被保険者に返還を求めるものがなくなることから、国民健康保険法が改正をされました。

施行日は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において規則で定める日となります。

資料の24ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第59号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について御説明させていただきます。

本条例は、可児御嵩インターチェンジ付近で、可児市で進める工業団地内に御嵩町の行政区域が一部含まれており、可児市と御嵩町ではこの工業団地区域に都市計画法上の用途地域と地区計画を予定していることから、これに伴う条例となります。

議案つづりは15ページになりますが、議案資料で説明いたしますので、資料つづりの25ページをお願いいたします。

制定趣旨としまして、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（地区計画等の原案）の提示方法及び意見の提出方法を条例として定めるものです。

概要として、地区計画等とは都市計画法に定められた5つの地区計画を指しており、一般的な地区計画は、建物の用途を細かく制限することや、建物の容積率を制限または緩和する、建築物等の色や仕上げの制限などを定めることができる制度です。

都市計画法では、地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法については、市町村の条例で定めるところにより行うこととされており、条例の制定が地区計画等の策定の前提条件となります。

1. 地区計画等の原案の提示方法は、1つ目に地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域を、2つ目に縦覧場所を公告し、公告の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供します。

また、2. 意見の提出方法として、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を提出しなければならないとしています。

施行日は公布の日からとしています。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは16ページからですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり26ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、インボイス制度が令和5年10月から開始されるため、上下水道料金の消費税計算方法をインボイス制度における消費税の計算方法に合わせるように改正するものです。

改正の概要です。

説明文後半に記載してあるとおり、10月以降の水道料金における消費税の計算方法をインボイス制度の消費税計算方法に適合させるため、基本料金と水道料金を合計した額に消費税率を乗じて端数計算を行う計算方法に改めるとともに、下水道メーター設置時の使用料についても同様に改めるものです。

消費税計算方法の改正に関する一部改正として、上水道事業給水条例では、通常の水道料金のほか、共同住宅、臨時給水における消費税計算方法の改正を、下水道条例では、下水道メーター使用時における消費税計算方法の改正を行います。また、その他所要の改正を行います。

施行日は、令和5年10月1日であります。

新旧対照表は27ページから33ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、以上9件、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 高木雅春君。

住民環境課長（高木雅春君）

それでは、議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてから議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてまでの9議案を一括して御説明いたします。

現在、可茂地域の10市町村にお住まいの方で、可茂地域内のどこの市町村でも戸籍謄本や住民票などの証明書の交付が受けられるよう、平成24年度から御嵩町と可茂地域9市町村とのそれぞれの間で証明書の交付等に関する事務を相互に委託し、住民票等広域交付サービスを行っています。

今回このサービスを、可茂地域内の5市町が住民票などのコンビニ交付を導入していることや、戸籍謄抄本が令和6年3月頃から全国の市町村で取得可能となる予定であることが、この

広域交付サービスとサービスが重複するということを主な理由として、令和6年3月31日をもって終了することの協議が整いましたので、御嵩町と可茂地域内の9市町村とのそれぞれの間で取り交わした証明書の交付等に関する相互の事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案つづりの18ページをお開きください。

議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について御説明いたします。

令和6年3月31日限りで、御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止いたします。

次の議案第63号は、御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託を令和6年3月31日限りで廃止するものです。

次の議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止については、坂祝町とは令和5年12月31日限りで事務委託を廃止することとしております。

1枚めくっていただきまして、19ページを御覧ください。

議案第65号の御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてから、20ページ、議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてまでは、事務委託の廃止の期日はいずれも議案第62号と同様の令和6年3月31日でありますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上で、議案第62号から議案第70号までの9議案を一括して御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は2分後といたします。

午前11時51分 休憩

午前11時53分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第50号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

基本的な質問をしてすみません。

教育委員会の委員の定数を知りたいのと、もう一つがどういう地区別を選任するとか、そういう基本的な決まりがあるのか、大変勉強不足で申し訳ないですが、その点を教えてください。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員の定数ですけれども、教育長1人、教育委員4名、合計の5人で教育委員会として組織をされております。

地区のことについてですけれども、法律、条例等において地区というくくりはございませんが、やはり広く意見をお聞きするというような観点から、地区別で選出することを基本とはいたしております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり同意されました。

議員派遣の件

議長（大沢まり子君）

日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会会議規則第127条の規定により、令和5年9月26日から27日の2日間、町村議会広報研修会へ広川大介君、鈴木篤志君、可児さとみさんの3名を派遣します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月14日午前9時より開会しますので、よろしくお願いします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時56分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 山 田 徹

署 名 議 員 可 児 さ と み